

## 愛知工業大学受託試験、測定及び検査等取扱細則

### (総則)

第1条 愛知工業大学受託試験、測定及び検査等取扱規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、受託試験等の実施にあたっては、この細則によるものとする。

### (納付及び領収)

第2条 試験費の納付は、指定された本学銀行口座に振り込むものとする。

2 試験費の納付が確認されたときは、受領書を委託者に送付するものとする。

### (設備装置等使用料)

第3条 本学の設備装置等の使用料は、別に定める。

### (管理費)

第4条 受託試験等の実施にあたっては、管理費を徴収する。

2 管理費の額は、試験費金額の10%及び預託により生じる利子とする。

### (支払及び物品の管理)

第5条 試験費からの支払いは、本学関係規程により行うものとする。

2 試験費により購入した物品の管理は、本学関係規程により行うものとする。

### (完了報告)

第6条 規程第7条に定める研究結果の報告書(写)は、完了後30日以内に提出するものとする。

### 附則

この規程は、平成13年7月31日から施行する。